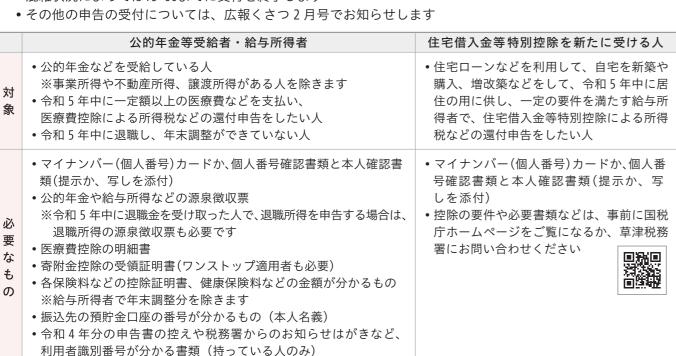
所得税の還付申告はお早めに

√≜} 所得税の確定申告期間は、2月16日倫~3月15日倫です。草津税務署ではこの期間以前でも、所得税の 還付申告の受付を行っています。国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)からも申告できます。 また、下記のとおり、市民を対象に草津税務署が還付申告相談会を開設します。当日は申告書の提出もできます。

- ② 2月14日(水)、15日(木) 9:30~12:00(受付11:30まで)、13:00~15:30(受付15:00まで)
- **励** キラリエ草津 6 階 大会議室(大路二)
- ⑩・譲渡所得(土地、建物や株式など)、贈与税の申告相談は実施しません
 - 混雑状況によっては15:00までに受付を終了します



医療費控除

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

- ※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発 行の「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細の記入は省 略できます
- ※領収書は自宅で5年間保存が必要(税務署から求められたときは、 提示・提出が必要)です
- 問 草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562-1315(音声案内)
 - 税務課 市民稅係(1階9番窓口)☎561-2309、風561-2479

年金受給者の申告

公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得 が20万円以下の人は、所得税などの確定申告は不要 です。ただし、市・県民税の申告が必要な場合があ ります。

10 人や国の不平は

ホームページからの

由告はこちら

※所得税などの還付には、確定申告書の提出が 必要です

20歳がスタート!国民年金

国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。 加入の届け漏れや保険料の納め忘れがあると、年金が受け取れないこともあります。国民年金は、老後 の生活保障だけでなく、万が一、病気やけがで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなどに、あな たや家族の支えになります。

20歳の誕生日の前に国民年金に加入したことのお知らせを日本年金機構から郵送しますので、忘れず納付しましょ う。また、学生や所得が少なく保険料を支払えない場合には、保険料の免除の制度もありますので手続きをお願い します。

- ※すでに就職して厚生年金などに加入している人、結婚して配偶者に扶養されている人は、自身での支払いや手続 きは不要です
- 問 日本年金機構草津年金事務所(西渋川一) ☎567-2220、風562-9638
 - 保険年金課(1階)☎561-2367、風561-2480







昨年11月29日に開会し、市長が提出した24議案を原 案どおり可決等しました。また、議員が提出した決 議案1件を可決し、12月20日に閉会しました。主な 議案は次のとおりです。

《市長が提出したもの》

補正予算=令和5年度草津市一般会計補正予算(第 4号)など

条例案件=草津市議会議員の議員報酬および費用弁 **償等に関する条例の一部を改正する条例** 案など

一般議案=契約の変更につき議決を求めることにつ いてなど

人事案件=草津市教育委員会委員の任命につき同意 を求めることについてなど

《議員が提出したもの》

決議案=ガザ地区での戦闘休止および人質の即時解 放に向けた取り組みの継続を求める決議

- 問 総務課(3階) ☎561-2301、風561-2483
 - 議事庶務課(3階)☎561-2413、₩561-2485

教育委員会委員が決まりました

昨年12月20日の閉会日に、教育委 員会委員として、伊藤有理さん(49 歳、草津市)を任命することに同 意しました。任期は令和5年12月 25日~令和9年12月24日です。



問 教育総務課(6階) ☎561-2425、風561-2488

新型コロナウイルスワクチン接種

申・問 健康増進課(2階)☎561-6683、風561-0180





●第一三共社ワクチン(オミクロン株 XBB)の接種について

令和5年秋開始接種は初回接種を終了し、前回の接種から3カ月が経過した全ての人を対象に実施していますが、 このうち12歳以上の人に、第一三共社ワクチンの接種が可能となりました。接種医療機関など、詳しくは、市ホー ムページをご確認ください。

●令和5年秋開始接種と今後の接種について

令和5年秋開始接種は、昨年9月20日~令和6年3月31日(日)の間に1人1回の接種です。初回接種も含めて、 現時点で新型コロナワクチン特例臨時接種は3月31日(日)で終了予定です。接種を希望する人で接種券 が手元にない場合は、連絡してください。

令和6年度以降の新型コロナワクチン接種については、国で検討しています。最新の情報は、市ホー ムページをご覧ください。

国民健康保険税の産前産後期間の軽減

1月から、産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度が開始 しました。出産予定月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出 納期限(口座振替日) 1月31日(水)

産予定月の3カ月前から6カ月間)の所得割額、均等割額が軽減となります。 国民健康保険税の軽減には、届け出が必要です。届け出は出産予定月の 6カ月前から可能です。

対国民健康保険の被保険者で妊娠85日(4カ月)以降に出産した人 ※昨年11月1日以降に出産予定か、出産した被保険者から対象です

申・問【届出書の受付などについて】

【国民健康保険税について】 税務課(1階) ☎561-2308、風561-2479

問納税課(1階)

ご連絡ください。再発行します。 **☎**561-2311、**™**561-2479

忘れずに納めましょう

市・県民税(4期)、

国民健康保険税(8期)

・コンビニやスマホ(一部税、納付書除

・口座振替(自動払込)が便利で確実です!

・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときは

く)、金融機関でも納付できます

保険年金課(1階) ☎561-2366、風561-2480

一 9 広報くさつ 2024.1 □ 市のホームページアドレス https://www.city.kusatsu.shiga.jp/